

## 高額療養費自己負担限度額の見直し【70歳以上】

資料 3-2

定率引き上げ (R7年8月～8年7月)			細分化		R8年8月～9年7月	R9年8月～
区分	要件	月単位の限度額 下段( )内は現行の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
現役並み III	年収：約1,160万円～ (課税所得：690万円～)	290,400円+1% <多数回該当140,100円>  ↑  (現行：252,600円+1% <多数回該当140,100円>)	1	年収：約1,650万円～ (課税所得：1,107万円～)	367,200円+1%	444,300円+1%
			2	年収：約1,410万～1,650万円 (課税所得：900万～1,107万円)	325,200円+1%	360,300円+1%
			3	年収：約1,160万～1,410万円 (課税所得：737万～900万円)	290,400円+1%	290,400円+1%
現役並み II	年収：約770万～1,160万円 (課税所得： 380万～690万円)	188,400円+1% <多数回該当93,000円>  ↑  (現行：167,400円+1% <多数回該当93,000円>)	4	年収：約1,040万～1,160万円 (課税所得：614万～737万円)	220,200円+1%	252,300円+1%
			5	年収：約950万～1,040万円 (課税所得：504万～614万円)	204,300円+1%	220,500円+1%
			6	年収：約770万～950万円 (課税所得：389万～504万円)	188,400円+1%	188,400円+1%
現役並み I	年収：約370万～770万円 (課税所得： 145万～380万円)	88,200円+1% <多数回該当44,400円>  ↑  (現行：80,100円+1% <多数回該当44,400円>)	7	年収：約650万～770万円 (課税所得：280万～389万円)	113,400円+1%	138,600円+1%
			8	年収：約510万～650万円 (課税所得：203万～280万円)	100,800円+1%	113,400円+1%
			9	年収：約370～510万円 (課税所得：145万～203万円)	88,200円+1%	88,200円+1%
一般	年収：～約370万円 *1 (課税所得：～145万円)	60,600円 <多数回該当44,400円> 外来特例18,000円 (外来年間上限144,000円)  ↑  (現行：57,600円 <多数回該当44,400円> 外来特例18,000円 (外来年間上限144,000円))	10	年収：約260万～370万円 (課税所得：57万円～145万円) *1	69,900円 外来特例28,000円 (外来年間上限224,000円)	79,200円 外来特例28,000円 (外来年間上限224,000円)
			11	年収：約200万～260万円 (課税所得：28万円～57万円)	65,100円 外来特例28,000円 (外来年間上限224,000円)	69,900円 外来特例28,000円 (外来年間上限224,000円)
			12	年収：～約200万円 (課税所得：28万円未満)	60,600円 外来特例20,000円 (外来年間上限160,000円)	60,600円 外来特例20,000円 (外来年間上限160,000円)
低II	住民税非課税	25,300円 外来特例8,000円  ↑ (現行：24,600円 外来特例8,000円)	13	住民税非課税	25,300円 外来特例13,000円	25,300円 外来特例13,000円
低I	住民税非課税 (所得が一定以下)	15,400円 外来特例8,000円  ↑ (現行：15,000円 外来特例8,000円)	14	住民税非課税 (所得が一定以下)	15,400円 外来特例8,000円	15,400円 外来特例8,000円

※年収は目安の額。

※「+1%」とは一定額を超える医療費(10割)に対して1%の自己負担を求めるもの。

※多数回該当の限度額については、現行の限度額に据え置き。

\*1：収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。また、ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※「外来特例」とは一般又は非課税区分であった月の個人ごとの外来の自己負担額に上限を設けるもの。

※「外来年間上限」とは「外来特例」の1年間の合計額に上限を設けるもの。

※「低I」の「所得が一定以下」とは同一世帯の世帯主及びすべての国保被保険者が住民税非課税で、年金収入が80万円以下(その他の所得もない)かた。